（個人別管理資産の移換に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八十三条第一項の規定により同法第二条第十二項に規定する個人別管理資産が同条第五項に規定する連合会に移換された者（個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者を除く。）であって企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したものに対する第一条の規定による改正後の確定拠出年金法施行規則（次条において「新規則」という。）第六十三条の三の規定の適用については、同条第一項中「企業型記録関連運営管理機関等」とあるのは「個人型年金の個人型特定運営管理機関」と、「企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した者（以下この条において「企業型資格取得者」という。）」とあるのは「連合会移換者」と、「企業型資格取得者が企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した日が属する月の翌月の末日」とあるのは「平成三十年七月三十一日」と、「個人型年金の個人型特定運営管理機関」とあるのは「企業型記録関連運営管理機関等」と、「対し、企業型資格取得者」とあるのは「対し、連合会移換者」と、「連合会移換者」とあるのは「企業型年金加入者等又は企業型年金加入者等であった者」と、同条第二項中「個人型特定運営管理機関」とあるのは「企業型記録関連運営管理機関等」と、「企業型記録関連運営管理機関等」とあるのは「個人型特定運営管理機関」と、同条第三項中「企業型資格取得者」とあるのは「連合会移換者」と、「連合会移換者」とあるのは「企業型年金加入者等又は企業型年金加入者等であった者」と、同条第五項中「企業型資格取得者」とあるのは「連合会移換者」とする。

（様式に関する経過措置）

第三条　新規則様式第七号は、施行日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。

（加入促進のための掛金負担軽減措置等に関する経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の中小企業退職金共済法施行規則第六十九条の十一第五項及び第六項の規定は、施行日以後に中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第三項に規定する退職金共済契約（以下この条において「退職金共済契約」という。）の申込みを行う同法第二条第一項に規定する中小企業者（以下この条において「中小企業者」という。）について適用し、施行日前に退職金共済契約の申込みを行った中小企業者については、なお従前の例による。

○農林水産省令第六十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十二日

農林水産大臣　齋藤　健

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（さめの魚体の所持等の制限） **第六十条の二の二**　遠洋かつお・まぐろ漁業者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該遠洋かつお・まぐろ漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。 一　当該さめの全ての部分（頭部、内臓及び皮を除く。）を陸揚げまでの間、船上において所持すること。 二　当該さめ（インド洋協定海域において採捕したものに限り、船上において冷凍保存するものを除く。）を陸揚げまでの間、船上においてひれを切り離さずに所持すること。 三　当該さめを陸揚げするときに、前二号の規定により所持したものを陸揚げすること。 **別表第二**（第十七条関係）	（さめの魚体の所持等の制限） **第六十条の二の二**　遠洋かつお・まぐろ漁業者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該遠洋かつお・まぐろ漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。 一　当該さめのすべての部分（頭部、内臓及び皮を除く。）を陸揚げまでの間、船上において所持すること。 （新設） 二　当該さめを陸揚げするときに、前号の規定により所持したものを陸揚げすること。 **別表第二**（第十七条関係）

指定漁業の名称	制限又は禁止の措置
（略）	（略）
大中型まき網漁業	一～十　（略） 十一　集魚灯を使用してする大中型まき網漁業の操業は、インド洋協定海域においては、禁止する。
（略）	（略）

指定漁業の名称	制限又は禁止の措置
（略）	（略）
大中型まき網漁業	一～十　（略） 十一　集魚灯付きの集魚装置を使用してする大中型まき網漁業の操業は、インド洋協定海域においては、禁止する。
（略）	（略）

附　則

この省令は、平成三十年一月一日から施行する。